

「出版社の権利の在り方に関する提言」

説明③の事項についての意見書

2013. 7. 5

〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCH ビル 3階

TEL:03-3221-6655 FAX: 03-3265-7460

一般社団法人 日本写真著作権協会(JPCA)

会長 田沼 武能

(会員9団体)

公益社団法人日本写真家協会・公益社団法人日本広告写真家協会・一般社団法人日本写真文化協会・一般社団法人日本写真作家協会・一般社団法人日本スポーツプレス協会
全日本写真連盟・日本肖像写真家協会・日本自然科学写真協会・日本風景写真協会

「出版社の権利の在り方に関する提言」説明③の事項について

当団体は立法化に反対します。ただし、この提言に含まれるほかの項目について反対するものではありません。

(理由)

- ・現在、進捗している複製に関する集中処理を停止、もしくは大きく阻害する。
 - 日本複製権センターを始めとする社内複写の集中管理が進む中、著作権が複製に関して効力を持つよう拡張されると、複製管理の主体が散在して、実質的な集中管理が機能しなくなる。このような集中管理などの流通促進策を阻害する施策には反対である。
- ・写真集など版の全面が写真で構成される出版物の複製に関して、著作者の権利を阻害する可能性が高い。
 - 写真そのものの利用と出版物からの利用について、全面写真で構成される写真集などは、その区別が困難である。そもそも写真家がレイアウトまで決めている写真集などに対して、出版社がこのような効力を行使できることが妥当であるのかについて非常に疑問である。
- ・複製に関する効力拡張を著作権の中に入れることにより、著作者の意図しない契約を誘発する危険性が高い。
 - 現在でも著作者と出版社の契約に関する不平等性などの不満が著作者には大きく、その是正に向かっている状況の中で、このような強い効力が著作権に含まれることは、更に公正な契約促進に対して障害となる。

以上